

# 諏訪区地域協議会だより

## 令和 3 年度 地域活動支援事業を追加募集！

【地域活動支援事業】は、地域の課題解決や活力の向上のため、地域の皆さんが主体的に取り組む“まちづくり活動”に補助金を交付し、まちづくりを支援する制度です。

このたび、諏訪区地域協議会では、地域の皆さんによる活動を一層推進するため、令和 3 年度補助事業の追加募集を実施することとしました。奮ってご応募ください。

### ● 募集期間（追加募集）

**7 月 1 日(木)から 7 月 21 日(水)まで**

★郵送の場合は、  
7 月 21 日の消印まで有効

※ 土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

### ● 補助金の額（追加募集）

**諏訪区の予算：205 万 8 千円**

補助率：10/10(100%)以内 補助下限額：5 万円(5 万円以上の事業が対象)

※ 補助金額は千円単位です。千円未満の端数は、応募団体の負担となります。

※ 審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額どおりとならない場合があります。

### ● 補助の内容

#### ★ 概要

団体等が主体的に取り組む「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のための活動（＝事業）のうち、所定の審査を通過したものに対し、市が補助金を交付します。  
(活動の種類や分野は問いません。)

★団体の事務費など、一部の経費は補助の対象となりません。補助対象経費や応募方法など、詳しくは上越市中部まちづくりセンター（電話：526-1690）までお問い合わせください。

【ご注意ください!!】 次のような事業は補助の対象となりません。

- ① 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ② 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③ 公序良俗に反する事業
- ④ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ⑥ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

#### ★ 提案できる人

5 人以上で構成する市内で活動する法人または団体の皆さんです（政治活動や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く）。新しく立ち上げた団体等も対象となります。

#### ★ 事業の実施期間

令和 4 年 3 月 31 日まで（経費の支払い、実績報告書の提出を含む）

※裏面もご覧ください。

## ● 提案事業の審査

### ★ 審査について

- ✓ 提案事業の審査は諏訪区地域協議会が行い、その結果を踏まえて市が補助を決定します。
- ✓ 提案事業を実施する意義や活動の内容を正しく理解するため、全ての事業についてヒアリングを行います。
- ✓ 審査は、次のⅠ～Ⅲの視点に基づいて行いますので、これらを考慮のうえ応募してください。

**Ⅰ 基本審査** … 地域活動支援事業の目的（**地域の課題解決・活力向上**）に合致しているかを確認します。

**Ⅱ 採択方針** … 地域の課題等に応じ、優先的に採択すべき事業テーマに合致しているかを確認します。諏訪区のテーマ（**優先採択方針**）は次のとおりです。

#### 優先して採択する事業

諏訪区では、豊かな自然環境を活かした新たなまちづくりへの取組とともに、これまで地域で行われてきた取組の継続・拡充等も大切であるため、それぞれの事業を広く募集するとともに、諏訪区のコミュニティを維持していくための事業も募集する。

なお、事業の採択に当たっては、地域住民が自主的・主体的に取り組むことにより、後の地域の活力向上に資するよう、次の項目に該当する事業を優先的に採択する。

##### ○ 地域振興に資する事業

- ・ 農業振興事業
- ・ 交通安全・防火防犯事業
- ・ 健康・福祉事業
- ・ 教育文化事業
- ・ 住民福祉向上やコミュニティ基盤強化に関する事業

##### ○ 諏訪区内への移住（転入）を促進する事業

#### その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の主旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。

**Ⅲ 共通審査基準** … 全市共通の項目と視点により採点します。

審査項目	審査の視点	配点
① 公益性	・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。	5 点
	・ 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。	
	・ 全市的な方向性と合致しているか。	
② 必要性	・ 提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。	5 点
	・ 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。	
	・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。	
③ 実現性	・ 緊急性の高い提案事業であるか。	5 点
	・ ほかに方法で代替できないものであるか。	
	・ 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	
④ 参加性	・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。	5 点
	・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。	
⑤ 発展性	・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。	5 点
	・ 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	
	・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	
⑥ 発展性	・ 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。	5 点
	・ 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	

#### お問い合わせ先

中部まちづくりセンター（上越市土橋1914-3 上越市市民プラザ2階）

TEL：526-1690 / FAX：522-2678 / E-mail：chubu-machi@city.joetsu.lg.jp